

## 指名停止措置について

### 1 指名停止措置業者名

業者名	代表者氏名	住所
芸東森林組合	代表理事 山本 賢誓	高知県室戸市吉良川町3947-210

### 2 指名停止措置期間

平成26年4月7日 ～ 平成26年7月6日 (3ヶ月間)

### 3 措置対象区域

四国森林管理局管内(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)

### 4 指名停止の理由

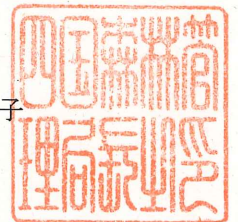
芸東森林組合は、平成25年6月17日付けで安芸森林管理署長と契約した「森林環境保全整備事業(柁ノ木山1151誘導伐)」の請負契約において、事業期間内での事業の完了が困難であることを理由に事業完成不能届を提出し、契約解除を申し出たため、国有林野事業造林事業請負契約約款第43条第1項第2号の規定に基づき、平成26年3月7日付けで契約解除に至った。

このことは、発注者との信頼関係を損なう不誠実な行為であり、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付59林野経第156号)の別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

平成26年4月7日

四国森林管理局長 浅川 京子



お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課(2階) TEL 088-821-2060